

【新設】（繰延資産の基因となった資産について損壊等の被害があった場合）

12-2-14 12-2-6 から 12-2-13 まで《災害損失特別勘定の設定等》は、災害により令第 114 条《固定資産に準ずる繰延資産》に規定する繰延資産につき、当該繰延資産に係る他の者の有する固定資産について損壊等の被害があった場合について準用する。

【解説】

- 1 本通達では、繰延資産の基因となった他の者の有する固定資産について災害により損壊等の被害があった場合には、法人税基本通達 12-2-6 から 12-2-13 まで《災害損失特別勘定の設定等》の規定を準用して、災害損失特別勘定の設定等ができることを明らかにしている。この取扱いは、平成 28 年 4 月の熊本地震に際して公表した個別通達を基本通達として整理したものである。
- 2 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 20-2-20）を定めている。